

# 廃薬品類の申請・処理について

環境保全センター

環境保全センター（以下センターという。）で処理を行っていない廃薬品類については、センターで全学分を取りまとめた上、廃棄物処理業者に回収から処分までを委託しています。処理される廃薬品の数は年間 10,000 点以上にもものぼり、多種多様な化学物質等が廃棄申請されています。中には、毒性や反応性が高い危険な薬品も少なくありません。そのため、本学から排出する廃棄物を法の定めに従って安全かつ適切に処理するためには、申請者からの廃薬品類に関する正確な情報等が必要不可欠となります。

つきましては、廃薬品類の処理に至る一連の手続きを次の要領に従ってお願いします。

## 1. 廃薬品類の申請手続きの概要について

廃薬品類の申請は、申請者の担当事務室を通じてセンターで受け付けています。なお、各やり取りは基本的にメールで行われます。申請者のもとに担当事務室から転送されたメールには、本資料と次の書類が添付されていますのでご確認ください。

別紙 1 「廃薬品類の申請から処理までのフロー」

別紙 2-1 「廃薬品類リスト」

別紙 2-2 「不明廃薬品類リスト」

別紙 3 「廃薬品の梱包と検量について」

なお、これらの資料は、センターHPの「廃薬品類の排出方法」の項からも入手できます。

「廃薬品類の排出方法」：<http://www.env.tohoku.ac.jp/haiyakuhin.html>

全体のフローを別紙 1 に示します。申請者の主な作業は次の二つです。

- ① 申請したい廃薬品類に応じて、別紙 2-1 あるいは 2-2 を選択し、必要事項についてできる限り詳細を明記し、リストを作成する。
- ② ①のリストのファイルを担当事務室にメールで提出する。

各リストは、担当事務室よりセンターに送付され、センターで取りまとめた後、外部委託します。

## 2. 廃薬品として申請できるもの

- ・ 不用となった試薬類
- ・ 薬品が付着したろ紙、ウェス等 注1. 2)
- ・ 薬品が付着し、洗浄が困難な容器や機器等 注1. 2)
- ・ 使用済みシリカゲル、活性炭等 注1. 2)
- ・ 電気泳動用ゲル 注1. 2. 3)
- ・ 固体触媒等 注1. 2)
- ・ 実験廃液等の濾過残渣 注1. 2)
- ・ 水銀廃液用廃ポリタンク（D分類、黄色）
- ・ センターで処理不可と判定された実験廃液

注 1) 排出時は密閉できる容器に入れ、内容物を明記すること。

注 2) 付着している可能性のある物質（特に重金属）に関しては、必ずリストに明記すること。

注 3) 臭化エチジウムを含有する場合には、その濃度をリストの明記すること。

### 3. 廃薬品類のリストの作成方法について

廃薬品類の処理を委託する場合、内容物を明記することが原則となります。それぞれの廃薬品に関して「廃薬品類リスト」（別紙2-1）に記入例を参考に明記してください。内容物に関して一部でも不明な場合は「不明廃薬品類リスト」（別紙2-2）に記入例を参考に明記してください。

内容物が不明の場合には、事前に分析を行い、内容物を確定させる必要が生じ、多くの手間とコストがかかります。廃薬品の管理には十分な注意をお願いします。

次に、それぞれのリスト作成についての概要を説明します。

#### (1) 廃薬品類リストについて

内容物に関して、詳細な情報を正確にもれなく明記してください。特に、試薬以外の固体廃棄物の場合には、付着している可能性のある物質についても記入してください。なお、一部の化学物質については、法的にまた技術的に処理が困難であるため、業者においても、その化学物質からなる廃薬品類は受け入れてもらえないことがあります。詳しくは「5. 受け入れ困難な廃薬品類等」に明記していますので、ご覧ください。

#### (2) 不明廃薬品類リストについて

内容が不明瞭な廃棄物は、処理方法が確定できないため、処理にあたっての危険性が極めて高く、爆発事故等も報告されています。そのようなことにならないためにも、経緯、特徴、危険性、注意点及び特記事項についてできるだけ詳しく情報提供をお願いします。例えば、有機または無機か、重金属が含有されているか（特に水銀、クロム（VI）、カドミウム、ヒ素、セレンなど）またはシアンが含有されているか、pH、性状（目視可）、実験廃棄物の場合はその経緯など、必要に応じて複数行にわたり詳しく入力してください。リストの必須項目がほとんど記入されていない場合には、受け入れができない恐れもあります。

なお、例年、廃薬品類の申請の時期に不明廃液の申請が増加しています。不明廃液は随時センターで処理受付を行っていますので、ご活用ください。処理申請の手続きなど詳しくは、センターHPの「不明廃液の排出方法」の項をご覧ください。

「不明廃液の排出方法」：<http://www.env.tohoku.ac.jp/fumei.html>

### 4. 廃薬品類の廃棄方法について（別紙3）

申請を受け付けた廃薬品類については、回収日時を申請者に担当事務室を通じてお知らせします。回収当日はリストに対する責任者立会いのもと搬出してください。なお、リストに無い廃薬品は回収できませんのでご注意ください。廃薬品類は業者が準備した梱包材料によって厳重に梱包され、廃棄物処理場へと事故の無いよう慎重に運搬されます。廃薬品の排出においては、リストの連番と同じ番号を記入したビニールテープ（廃薬品と不明廃薬品は異なる色のテープを使用）などを見やすい部分に貼り付けてください。この番号は多くの廃試薬を効率良く回収、処理するために必須となりますので、忘れないようにお願いします。

### 5. 受け入れ困難な廃薬品類等

処理委託先業者で受け入れできない次のような薬品類等は、廃棄の申請が不可能か、あるいは申請しても処理困難として業者での受け付けができません。予めご了承ください。

1. スプレー缶、高圧ガスボンベで内容物を有するもの
2. 残留性有機汚染物質（DDT、ヘキサクロロベンゼン等のPOPs系農薬）を有する薬品類
3. アスベストまたはアスベストを含有したもの（アスベストで汚染されたものを含む）
4. 放射性物質を含有したもの

5. ガス状のもの
6. 麻薬、覚せい剤を含有したもの
7. PCB を含有したもの（PCB に汚染されたものを含む）
8. オスミウム等、処理方法が確立されていない物質を含むもの
9. 感染性廃棄物または感染性廃棄物を含有したもの
10. 危険性が非常に高く、処理困難と回収業者が判断した薬品

## 6. 廃薬品類の申請の注意点について

担当事務室を通じてセンターに送付されたリストは、センターと委託先業者で内容を確認します。その際、受け入れられない廃薬品類等（5. 参照）については、センターから担当事務室を通じて申請者にリストを返却します。また、リストの必要事項に重要な漏れ、不足、明らかな間違いがみられる場合には、申請者に問い合わせをし、確認してから申請を受け付けることとなります。結果、廃薬品類処分の外部委託に遅れが生じる原因となりますので、リスト作成時には、記入内容を再確認するようお願いします。

なお、リストにない廃薬品類は、基本的に処理の受け付けができません。次回以降に申請していただくか、別途、担当事務室あるいはセンターまでご相談ください。

## 7. 補足

### (1) 薬品ビン等の空き瓶について

薬品ビン等の空き瓶、空き缶については、よく洗浄したのち、各部局等で指定する方法に従い、所定の場所に廃棄してください。詳しくは、担当事務室にお問い合わせください。

### (2) 不明な点があったら

不明な点は、次のセンター相談窓口にお問い合わせください。

センターへの問い合わせ：<http://www.env.tohoku.ac.jp/soudanmaekakunin.html>